

令和5年7月豪雨により被害を受けた、農業用ハウスや農業用機械の修繕・再取得を支援します。

- 農業機械・施設災害復旧支援事業 -

- 農業用機械や施設の復旧後、営農を再開する農業者の方への支援となります。
- 農産物の生産に必要な施設（農業用ハウス、附帯施設、畜舎等）や農業用機械の修繕・再取得に係る費用について支援します。
（修繕可能なものは、修繕で対応するのが基本となります。修繕できない場合は、被災前と同程度の復旧費用を支援します。）
- 被災した日以降の取組（着工）であれば、本事業の計画承認等の手続き前の取組でも対象となります。 ※ ただし、災害回避に係る事業を除きます。

1 補助の対象となる事業内容

- (1) 農業用機械の修繕・再取得
トラクター、管理機、動力噴霧器 など
- (2) 農業用ハウス施設並びにその附帯施設の修繕・再取得
給水ポンプ、排水ポンプ、加温機、ハウス内の土砂撤去 など
※ 灌水チューブ、マルチなどの消耗品は、対象となりません。
- (3) 災害回避
ポンプのかさ上げ、排水ポンプの増設、高設育苗施設の新設 など
※ コンテナの上に育苗施設を設置するなどの簡易的なものは、対象となりません。

2 補助対象者

令和5年7月豪雨で被災した農業者又は農業者の組織する団体で営農を再開、継続される方

3 補助率

事業費 × 8/10 以内

- ※ 園芸施設共済の対象となる施設は、共済金(国庫負担分)と合わせて、8/10 以内
- ※ 予算成立が前提となります。今後、予算成立までの過程で内容に変更があり得る

4 補助を受けるための主な要件

- (1) 農業用機械や施設の復旧を行い、営農を再開すること
- (2) 令和5年7月豪雨により被災した農業用機械や施設の修繕・再取得であること
- (3) 農業用機械や施設の復旧後、速やかに農機具共済、園芸施設共済などに加入し再度の気象災害等に備えること
なお、保険期間は、通年とし耐用年数の期間内は加入すること
- (4) 農業用機械や施設が被災した旨の証明を受けていること
- (5) 農地等を所有、又は利用権設定等で借り受けて耕作していること
- (6) 農業用機械の再取得の場合、農業経営の改善を図るための目標を設定すること
例：経営面積の拡大、農薬の使用回数低減、農産物の品質向上